

第3章 計画のめざすところ

1 基本理念

第1期・第2期計画で掲げた基本理念を引き継ぎ、「南魚沼市総合計画」で定める、市の将来像『自然・人・産業の和で築く 安心のまち』を基調とし、市民の誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくりを目指します。

基本理念

**地域ぐるみでつくる安全・安心のまち、
市民の手で支えあう福祉のまち**

2 基本方針

基本理念の実現に向け、3つの基本方針を掲げます。

基本方針 1

市民参加で支える地域福祉

地域における支えあい活動の活性化を図り、住民同士で地域を支えあう仕組みづくりを進め、増加傾向にある生活困窮者の自立に向けた支援に取り組みます。

基本方針 2

利用者主体の福祉サービスの充実

子ども、障がい者、高齢者をはじめとするすべての市民の多様化、高度化するニーズに対応できる総合的な福祉サービスの提供を図ります。

基本方針 3

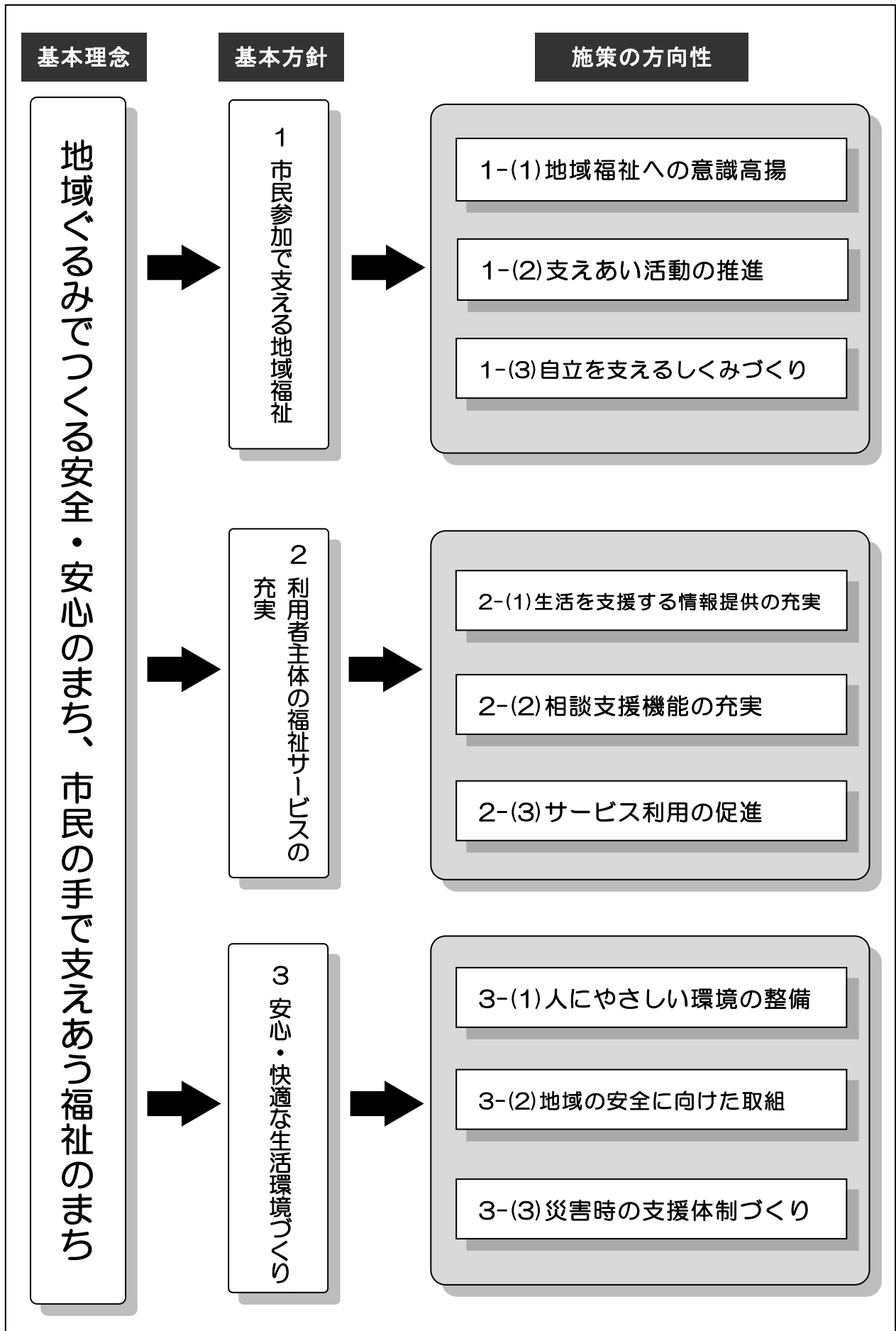
安心・快適な生活環境づくり

災害、犯罪及び事故の防止、災害発生時の行政と地域の協働体制の確立など、誰もが安心して生活できる、生活環境づくりを推進します。

3 施策の方向性

基本方針ごとに3つの施策の方向性を示し、地域福祉の推進に取り組みます。

計画の体系



4 施策の展開

基本方針1 市民参加で支える地域福祉

施策の方向性1－(1) 地域福祉への意識高揚

【現状と課題】

市民アンケートの結果から、地域福祉活動を活性化させるためには、地域の結びつきや住民の主体的な参加が必要であると考えられていることがわかりました。地域福祉の担い手である市民の福祉に対する意識の向上を図り、地域主導で福祉活動が行われることが必要です。

働く世代や若者の地域福祉への関心は低く、参加も少ない状況が続いています。地域福祉の担い手は、高齢者が主体となっていますが、次代を担う人の活動への参加意欲を向上させるとともに、地域福祉活動に参加しやすい環境整備が必要です。

少子・高齢化や人口減少などの社会状況の変化により、核家族化や晩婚化、単身化が進み、家族のつながりや住民相互のつながりが希薄化しています。市民一人ひとりの地域福祉に対する意識が薄れてきている様子もうかがえます。家庭、学校、地域など、様々な場所で、福祉教育を継続して行い地域福祉の啓発に努める必要があります。

【今後の施策について】

地域福祉への市民参加を推進するためには、啓発活動を継続することが必要です。市民の地域福祉に関する認識と理解を高める取組を継続して行い、家庭や学校での福祉教育、生涯学習などを通じて、地域福祉への意識高揚を図ります。

取組内容
<p style="text-align: center;">地域福祉に関する啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地域福祉活動に参加しやすい環境を整え、若者などの参加を促します。 ◆一般市民に向けた地域福祉に関する取組を行い、市民主体、地域主導の活動につなげます。
<p style="text-align: center;">地域福祉に関する教育の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆小中学生等への福祉教育を継続し、思いやりの心を育てます。

施策の方向性 1－（2） 支えあい活動の推進

【現状と課題】

地域福祉の根幹である支えあい活動を推進するためには、まず地域住民が交流するきっかけをつくり、そして交流を深めていくことが必要です。

地域での交流の場は、ふれあい・いきいきサロンや筋力づくり教室など高齢者が中心ですが、様々な団体と連携して実施することで、地域づくりと世代間交流につながります。

元気な高齢者が講師となり、若い世代に教える場を設けることも、支えあいや交流の促進につながります。南魚沼市では、中高年齢者が元気なうちに移り住み、移住者と地域住民との共生によるコミュニティ活動やボランティアへの参加などにより安心して暮らすことを目指したCCRC*構想の取組を進めています。移住者が持つ様々な能力の活用や地域住民との共生によるコミュニティ活動やボランティア活動への参加など、地域との交流を深め、助けあい、支えあいの輪を広げる仕組みが必要となります。

支えあい活動において、行政と地域のつなぎ役としての民生委員・児童委員の活動は重要です。

ボランティア活動への関心は高まっていますが、活動への参加者は減少傾向にあり、継続的な参加は難しい様子が見えられます。参加へのきっかけづくりと、継続して参加することができる仕組みが必要です。

【今後の施策について】

地域福祉活動に市民が積極的に参加し、一人ひとりが地域への愛着や関心を持ち、継続的に取り組む気運を醸成し、支えあい活動を推進します。

取組内容
<p style="text-align: center;">同世代や世代間の交流促進</p> <p>◆地域交流の場である各種サロンや教室を継続し、地域での孤立防止と交流促進を図ります。</p>
<p style="text-align: center;">地域の絆と住民同士の支えあいの強化促進</p> <p>◆身近な相談窓口として、また、地域とのつなぎ役としての民生委員・児童委員の活動や、行政区等の地域に根差した活動を支えます。</p>
<p style="text-align: center;">ボランティア活動の参加へのきっかけづくり、情報の提供</p> <p>◆ボランティア活動の様子を紹介するなど、活動に対するきっかけづくりを広げます。</p>

※ CCRC

CCRC (Continuing Care Retirement Community) の略。市は2015年11月に「南魚沼版CCRC構想 ～多世代が輝くプラチナタウンの実現に向けて～」を策定。構想では東京圏から中高年齢者の移住を促進し、市の地理、気候、歴史、産業などの資源の活用や、国際大学等との連携により地域住民との共生による地域に開かれたグローバルコミュニティの形成を目指すこととしており、新たな産業の展開や雇用の創出に加え市民と移住者が共存する持続可能な小規模都市のモデルケースとして期待されている。

施策の方向性 1－(3) 自立を支えるしくみづくり

【現状と課題】

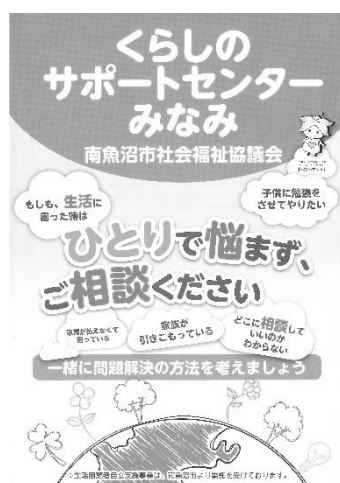
近年、生活困窮者[※]や複雑な問題を抱えて社会的に孤立する人や家族が増加傾向にあります。国は、平成27年に生活困窮者自立支援制度を施行し、相談支援などに取り組んでいます。市では、総合窓口として「くらしのサポートセンターみなみ」を社会福祉協議会に設置し、市民が安心・安定した生活を送ることができるように支援体制を整えました。市民への更なる周知と、相談しやすい体制づくりが必要です。

親から子への貧困の連鎖も問題となっています。その問題を断ち切るような取組と仕組みが必要です。

【今後の施策について】

市民への周知や関係機関との連携を図りながら支援体制の整備を行い、自立を支える仕組みを整えます。

取組内容
<p style="text-align: center;">生活困窮者の自立を促す支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆生活困窮者自立支援制度の周知を図ります。 ◆誰もが安定した生活を送ることができるように、関係機関との連携や総合的な支援体制を整備し、就労に対する支援を推進します。
<p style="text-align: center;">子どもの学習支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆子どもに学ぶことの楽しさを教え、自立に対する意欲が高まるように支えます。



【くらしのサポートセンターみなみ パンフレット】

※ 生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のこと。

基本方針2 利用者主体の福祉サービスの充実

施策の方向性2－(1) 生活を支援する情報提供の充実

【現状と課題】

市民アンケートの結果から、福祉サービスに関する情報を市報などの広報誌から得ている人が多いことがわかりました。今後も効果的な情報提供を継続する必要があります。

インターネット環境が向上し、スマートフォン等モバイル端末が普及するなど、情報の取得方法は多様化しています。迅速な情報発信と、発信した内容が有効に活用されるように表現などの工夫が必要です。

【今後の施策について】

広報誌等の紙媒体による情報提供を継続するとともに、インターネットを活用し、パソコン、携帯電話、スマートフォン等のモバイル端末を媒体とした情報提供の充実を図ります。

取組内容
<p>広報誌による効果的な情報提供の継続</p> <p>◆広報誌は見やすくわかりやすい紙面づくりを心がけます。</p>
<p>インターネット等を活用した速やかな情報の発信</p> <p>◆広報誌のほか、インターネットやコミュニティFM[※]を活用し、迅速に情報を発信します。</p>

※ コミュニティFM

FMゆきぐに（76.2MHz）のこと。平成10年2月1日開局。

施策の方向性2－(2) 相談支援機能の充実

【現状と課題】

市民からの相談は、地域の民生委員・児童委員が応じるほか、高齢者、障がい者、子育て、子ども・若者等各分野に設置した専門相談窓口で対応しています。また、相談窓口で専門職員を配置して相談体制を強化しました。今後は、より専門的な相談が増えることが予想されるため、豊富な知識が必要となります。

多様化、複雑化する相談や、DVいわゆる家庭内暴力や子ども、障がい者、高齢者への虐待など専門的な分野の相談は、関係する部署との連携が大切となります。迅速かつ確実につなげる仕組みづくりと、相談後の生活を安心して過ごすことができるように、継続的な支援と家族への支援が必要です。

【今後の施策について】

市民からの専門的な相談、多様な相談に迅速に対応できる体制を整え、相談支援機能の充実を図ります。

取組内容
<p style="text-align: center;">相談窓口の情報共有と連携強化</p> <p>◆虐待や認知症などの問題が大きくなる前に早期発見・早期対応を図るため、情報の共有と連携体制を強化します。</p>
<p style="text-align: center;">相談後の支援や家族への支援の充実</p> <p>◆相談後の支援や家族への支援など、支援体制を整えます。</p> <p>◆相談に携わる関係者の資質向上を図り、解決のための知識を高めます。</p>

施策の方向性 2 - (3) サービス利用の促進

【現状と課題】

市民アンケートの結果では、支援を必要としている人が十分な福祉サービスのある程度受けていると感じている人が半数を占めました。福祉サービスの提供が利用者本位であるためには、多様化するニーズを見据えたサービスを提供することやサービス内容の周知が必要です。公的なサービスだけでは対応できない場合は、地域全体で協力するための体制について検討する必要があります。また、サービスの適正な提供のために、福祉サービス事業所の人材確保と質の向上が求められています。

認知症高齢者の増加により、成年後見制度の利用者が増えています。障がい者の利用も増えており、権利擁護の観点から、支援が必要な人へ成年後見制度の利用を促します。また、知的障がい者など長期にわたり支援が必要な人も増加傾向にあり、安定した利用を推進するために法人後見事業への取組が必要です。

子育て世代の交流の場として、ほのぼの広場の利用拡大を行いました。季節や天候に左右されずいつでも利用できる子どもの遊び場が望まれています。

【今後の施策について】

地域の実情にあう福祉サービス等、利用者本位の福祉サービスが提供されるように市民、関係機関、社会福祉協議会、市が連携・協力して取り組んでいきます。

取組内容
<p style="text-align: center;">福祉サービス事業所における人材の確保</p> <p>◆福祉サービス事業所の人材の確保と養成について、関係機関と連携し取り組みます。</p>
<p style="text-align: center;">成年後見制度の適切な利用に向けた体制の整備</p> <p>◆障がい者や認知症高齢者の成年後見制度の利用を促し、安定した生活を確保します。また、長期にわたり後見人が必要な人への法人後見事業を支援します。</p>
<p style="text-align: center;">子どもの遊び場の充実</p> <p>◆季節や天候にかかわらず利用できる子どもの遊び場の実現にむけて検討を開始します。</p>

基本方針3 安心・快適な生活環境づくり

施策の方向性3－（1）人にやさしい環境の整備

【現状と課題】

公共施設や道路等のバリアフリー化は計画的に実施していますが、今後も継続して実施する必要があります。

市民アンケートの結果では、障がい者の住みよいまちづくりで必要なこととして、働く場の充実の次に、障がいの特性についての理解促進と地域の支えあいを望んでいることがわかりました。ユニバーサルデザイン※を活用し、幼い時から障がいの特性について学び、理解促進と支えあいの推進を図る必要があります。

冬期間の除雪作業は、高齢者等の要配慮者にとって大きな負担です。負担を軽減するための支援は継続する必要があります。除雪ボランティアは、市民だけでは対応が難しい状況となっています。市外からのボランティアを積極的に募集するなど人材不足の解消に取り組む必要があります。

【今後の施策について】

公共施設や道路等のバリアフリー化の計画的な実施と、ユニバーサルデザインの導入や冬期間における雪に対する支援など、人にやさしい環境の整備に努めます。

取組内容
<p style="text-align: center;">計画的なバリアフリー化の推進</p> <p>◆公共施設や道路等のバリアフリー化を計画的に推進します。</p>
<p style="text-align: center;">ユニバーサルデザイン支援事業を活用した療育の早期対応</p> <p>◆療育が必要な子どもへユニバーサルデザインを導入し、障がい特性の理解促進と支えあいを推進します。</p>
<p style="text-align: center;">雪に対する住環境の整備促進</p> <p>◆豪雪地特有の雪への負担軽減のため、除雪に関する支援を継続します。</p>

※ ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

施策の方向性 3－（2）地域の安全に向けた取組

【現状と課題】

市民の誰もが地域で安心して暮らすためには、交通事故防止、火災予防、子どもや高齢者などを犯罪から守るための防犯対策などの環境づくりが重要となります。被害防止の注意喚起のため、防災情報や不審者情報、犯罪被害防止情報のメール配信を、市や南魚沼地域安全協会で開始しました。

市では、地域での見守り活動に役立てていただくために、要配慮世帯^{*}台帳を、行政区や民生委員・児童委員に配布し情報共有に努めています。地域の中で、情報の収集や提供体制が整備され見守り活動が活発になると、有事の対応に役立ちます。また、日ごろの心がけ次第で未然に被害を防ぐことができます。そのためには、市民一人ひとりが、防犯や防災への意識を高め、声かけや見守り活動など自主的な活動に取り組むことが必要です。

【今後の施策について】

防犯、交通事故防止、防災の推進に努め、地域の安全を守ります。

取組内容
<p style="text-align: center;">要配慮世帯等の見守り支援体制の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆要配慮世帯等について、行政区や民生委員・児童委員、関係機関と情報共有を行い、地域ぐるみで見守りを行います。 ◆子どもや高齢者・障がい者等の安全確保のため、地域での自主的な見守り活動を支援します。
<p style="text-align: center;">自主防災組織や消防団の活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆自主防災組織や消防団の活動支援を行い、地域の防災力を高めます。



めぐみ
〔平成28年度秋季連合消防演習で女性消防操法を実施する女組〕（女組は南魚沼市消防団女性部の愛称）

※ 要配慮世帯

65歳以上の高齢者のみの世帯や避難支援が必要な障がい者のみの世帯等、日ごろから配慮を必要とする世帯。

施策の方向性 3－（3）災害時の支援体制づくり

【現状と課題】

市民アンケートの結果では、今後の防災対策として、高齢者・障がい者等の避難誘導と安全確保の体制整備が望まれていることがわかりました。災害発生時に被害を最小限にとどめる方策とともに、発生時には速やかに対応できる体制が必要です。

市では、災害ハザードマップを整備し、危険個所の周知に努めています。また、避難行動要支援者※1名簿を整備し、行政区に配布するなど支援体制づくりに取り組んでいます。災害発生時には、要配慮者※2や避難行動要支援者に対して、行政区、自主防災組織、民生委員・児童委員などの協力のもと地域住民がお互いに助けあう「共助」による避難支援体制や、避難先での生活環境を良好に保つための対策が求められています。

災害対策基本法の改正により、災害時の適切な避難所の確保のため、指定避難所を見直し、52か所を指定しました。また、円滑で迅速な避難場所の確保のため、新たに指定緊急避難場所を87か所指定しました。地域にある一時避難場所と連携した支援体制が求められます。福祉避難所※3は2か所指定しましたが十分な状況とは言えず、関係機関と調整して確保する必要があります。

【今後の施策について】

災害発生に備え避難行動要支援者名簿を整備し、避難支援が速やかに行えるような体制を整えます。

取組内容
<p style="text-align: center;">避難行動要支援者名簿を活用した支援体制の確立</p> <p>◆避難行動要支援者名簿を整備し、関係機関と情報を共有するなど災害時の支援体制を確立します。</p>
<p style="text-align: center;">災害発生時の支援体制の推進</p> <p>◆災害時の迅速な対応と二次災害の防止のため、防災訓練の実施など地域における支援体制を推進します。</p>
<p style="text-align: center;">福祉避難所の確保</p> <p>◆共同生活が困難な人が避難所での生活を安心して送ることができるように、福祉避難所の確保について関係機関と連携して取り組みます。</p>

※1 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害発生時に自力で避難することが困難で、特に避難支援を必要とする在宅の人。市の防災計画に、名簿に記載する人の範囲が規定されている。

※2 要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮が必要な人。市の防災計画の修正を受けて、名称を要援護者から変更した。

※3 福祉避難所

一般の避難所での共同生活が難しい要配慮者やその家族のための避難所。総合支援学校と工房とんとの2か所を指定している。

【施策の数値目標】

基本方針	施策の方向性	指標	H27 現状値	H33 目標値	担当課等	
1 市民参加で支える地域福祉	(1) 地域福祉への意識高揚	福祉に関する公民館教養講座参加者数の増加	25 人	35 人	社会教育課	
		認知症サポーター養成数の増加	6,368 人	10,000 人	介護保険課	
		小中学校における福祉教育(講演会)開催率の増加	35%	100%	社会福祉協議会	
		小中学校における福祉教育(講演会)に参加する一般市民の増加	未把握	280 人		
		小中学生の福祉施設ボランティア体験学習参加者数の維持	168 人	170 人		
	(2) 支えあい活動の推進	ふれあい・いきいきサロン参加者数の増加【総合計画指標再掲】	19,833 人	20,500 人	介護保険課 (社会福祉協議会委託事業)	
		障がい者いきいきサロン参加者数の増加	82 人	100 人	社会福祉協議会	
		ほのぼのの広場参加者数の増加	20,226 人	25,000 人	子育て支援センター	
		地域との関わりを希望する移住者数の増加	未実施	50 人	地方創生推進室	
		民生委員・児童委員等の地域福祉に関する研修会参加率の増加	87%	90%	福祉課	
		なじょもネット協力会員と利用登録者数の増加	協力会員 79 人 利用登録者 127 人	協力会員 100 人 利用登録者 150 人	社会福祉協議会	
		ボランティア等の活動状況の広報の継続	7 回	7 回		
		ボランティア交流事業参加者数の増加	60 人	90 人		
		そだち学級参加者数・ボランティア数の増加	667 人	720 人	社会教育課	
		(3) 自立を支えるしくみづくり	「くらしのサポートセンターみなみ」パンフレット設置事業所数の増加	28 事業所	120 事業所	福祉課 (社会福祉協議会委託事業)
			「くらしのサポートセンターみなみ」出張相談所開催数の増加	未実施	4 回	
			(仮称)ライフライン関係者連絡会議開催数の増加	未実施	2 回	
			子どもの学習支援事業参加者数の増加	1 人	15 人	

基本方針	施策の方向性	指標	H27 現状値	H33 目標値	担当課等
2 利用者主体の福祉サービスの充実	(1) 報 提 供 の 充 実 生 活 を 支 援 す る 情 報	ボランティア等の活動状況の広報の継続(再掲)	7回	7回	社会福祉協議会
		市ウェブサイトにおける福祉保健情報掲載数の増加	194件	200件	福祉保健部
		コミュニティFMにおける福祉保健情報放送依頼数の増加	3件	7件	
	(2) 相 談 支 援 機 能 の 充 実	障がい者相談窓口相談件数の増加	591件	600件	福祉課
		自立支援協議会開催数の増加	2回	3回	
		教育相談窓口相談件数の増加	55件	60件	子ども・若者育成支援センター
		若者相談窓口相談件数等の増加【総合計画指標再掲】	45件	50件	
		自殺者数の減少(過去10年間の平均人数)【総合計画指標再掲】	22人	19人以下	保健課
	(3) サ ー ビ ス 利 用 の 促 進	なじょもネット協力会員と利用登録者数の増加(再掲)	協力会員 79人 利用登録者 127人	協力会員 100人 利用登録者 150人	社会福祉協議会
		市長申立てによる成年後見制度利用者数の増加	14人	26人	福祉課 介護保険課
		法人後見事業実施事業所の設置	未実施	1事業所	
		親子サロン参加者数の増加	257人	300人	社会教育課
		ほのぼのの広場参加者数の増加(再掲)	20,226人	25,000人	子育て支援センター

基本方針	施策の方向性	指 標	H27 現状値	H33 目標値	担当課等
3 安心・快適な生活環境づくり	(1) 人にやさしい環境の整備	都市計画道路整備率の増加	51.9%	53.0%	都市計画課
		小中学校における多目的トイレ設置率の増加	42.3%	50.0%	学校教育課
		特別支援教育基礎研修講座参加者数の増加	730人	800人	学校教育課
		克雪屋根改修補助件数の増加【総合計画指標再掲】	8件	40件	都市計画課
		除雪ボランティア登録者数の増加	100人	140人	社会福祉協議会
	(2) 地域の安全に向けた取組	小中学校における安全パトロール実施率の増加	65.4%	70.0%	学校教育課
		小中学校における地域安全マップ作成率の増加	50.0%	55.0%	学校教育課
		救急講習受講者数の増加【総合計画指標再掲】	4,412人	30,000人	消防本部
		交通事故件数の減少(過去5年間の平均事故件数)【総合計画指標再掲】	178件	155件	環境交通課
		防災情報メール登録者数の増加【総合計画指標再掲】	6,696人	10,000人	総務課
		自主防災リーダー研修会参加団体数の増加	163団体	233団体	総務課
	(3) 災害時の支援体制づくり	要配慮世帯への防災ラジオ配布率の増加	未実施	100%	総務課
		市総合防災訓練参加者数の維持	19,046人	19,000人	総務課
		防災情報メール登録者数の増加(再掲)	6,696人	10,000人	総務課
		災害ボランティア研修会の継続	1回	1回	社会福祉協議会
		福祉避難所指定数の増加	2か所	3か所	総務課